

令和4年修正

千代田区地域防災計画

総

則

千代田区防災会議

目 次

総 則

第 1 部 みんなで助けあう減災のまち千代田

第 1 章 計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 1 節 計画の目的及び前提・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (全機関)

第 2 節 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 (全機関)

第 3 節 計画の習熟・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 (全機関)

第 4 節 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 (全機関)

第 5 節 他の法令に基づく計画との関係・・・・・・・・ 5 (全機関)

第 2 章 千代田区の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 1 節 千代田区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 (災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部)

第 2 節 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 (全機関)

第 3 章 減災のための施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

第 1 節 死者数の減・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 (災害対策・危機管理課)

第 2 節 避難者の減・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7 (災害対策・危機管理課)

第 3 節 建物の全壊棟数の減・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7 (災害対策・危機管理課)

第4節	帰宅困難者数の減	18
	(災害対策・危機管理課)	
第5節	風水害による被害の最小限化	18
	(災害対策・危機管理課)	
第6節	火山灰による被害の軽減	18
	(災害対策・危機管理課)	
第4章	区民及び事業者の基本的責務	19
	(災害対策・危機管理課、消防署)	
第5章	防災機関の役割	20
第1節	千代田区	20
	(全部局)	
第2節	都の機関	23
	(第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署)	
第3節	指定地方行政機関	24
	(東京国道事務所)	
第4節	指定公共機関	25
	(東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、首都高速、日本郵便)	
第5節	指定地方公共機関	26
	(東京地下鉄、首都圏新都市鉄道)	
第6節	公共的機関	26
	(区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会)	

第 1 部 みんなで助け合う減災のまち千代田

第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田

第1章 計画の方針

「みんなで助け合う減災のまち千代田」をスローガンに、各防災機関が計画を習熟するとともに、定期的に修正をし、いつでも災害対応できるよう準備する。

第1節 計画の目的及び前提（全機関）

1 計画の目的

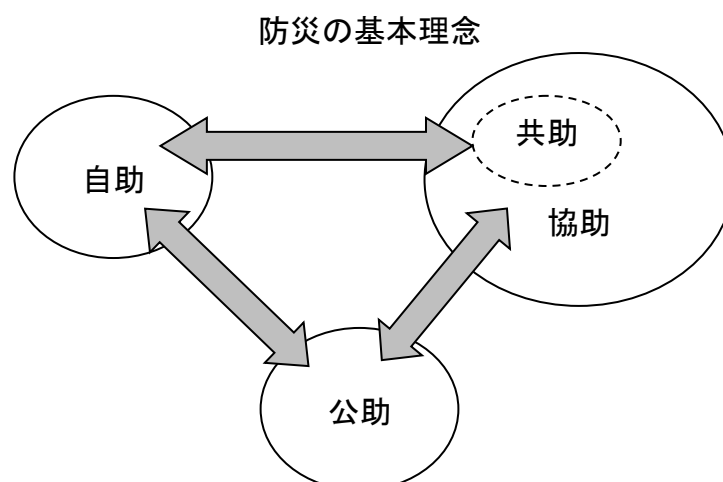
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき区防災会議が作成する計画であって、区の地域における震災及び風水害等の災害に関し、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の前提

- (1) この計画は、平成18年3月に公布施行された「千代田区災害対策基本条例」、特に同条例で新たに示された千代田区独自の理念である「協助」や、同条例に基づく「千代田区災害対策事業計画」、特に同計画で新たに示された減災のための施策目標を基本の方針とし、千代田区の地域特性を反映した計画とする。

（千代田区災害対策基本条例→資料集 例規・協定編 1 災害対策基本条例）

なお、条例で示された「協助」とは、防災の基本理念として従来から掲げられている「自助」、「共助」、「公助」のうち、「共助」の概念を拡大したものであり、地域コミュニティに加えて事業者や帰宅困難者等を含めた千代田区にある全ての人々が相互に助け合い、支え合うことを表す。



- (2) この計画は、総則第2章に掲げる震災及び風水害の「被害想定」、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震から得た教訓をはじめ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う区民や区議会、事業所等からの提言、近年増加している都市型水害の教訓等を反映した実効性の高い計画とする。また、あわせて、富士山噴火の可能性を視野に入れた火山対策、火災や爆発等の大規模災害にも対処する。
- (3) この計画での被害想定については、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月18日付東京都防災会議公表）及び「東京の液状化予測図」（平成25年3月27日付東京都土木技術支援・人材育成センター公表）を基準としている。
- (4) 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い社会情勢は大きく変化しつつある。また、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。防災対策においては、これら社会動向を踏まえた対策を推進することが重要である。とりわけ、女性や高齢者、子供などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。
- (5) 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
- (6) 区民の生命・財産及び企業・産業を災害から守るためには、あらゆる行政分野について「防災」の観点からの総点検を行うことが必要である。また、これを施策として推進するために、減災のための施策目標を設定するとともに、目標や施策内容について継続的な見直しを行い改善を進める。
- (7) 災害の発災直後は、被災地から正確な情報を十分に得て対策を行うことは困難なため、限定的な情報のもと、状況を把握・想定し、適時に判断するための備え・訓練を実施する。
- (8) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生等を契機に、避難所における感染症対策を推進していく。
- (9) 避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。

第2節 計画の構成（全機関）

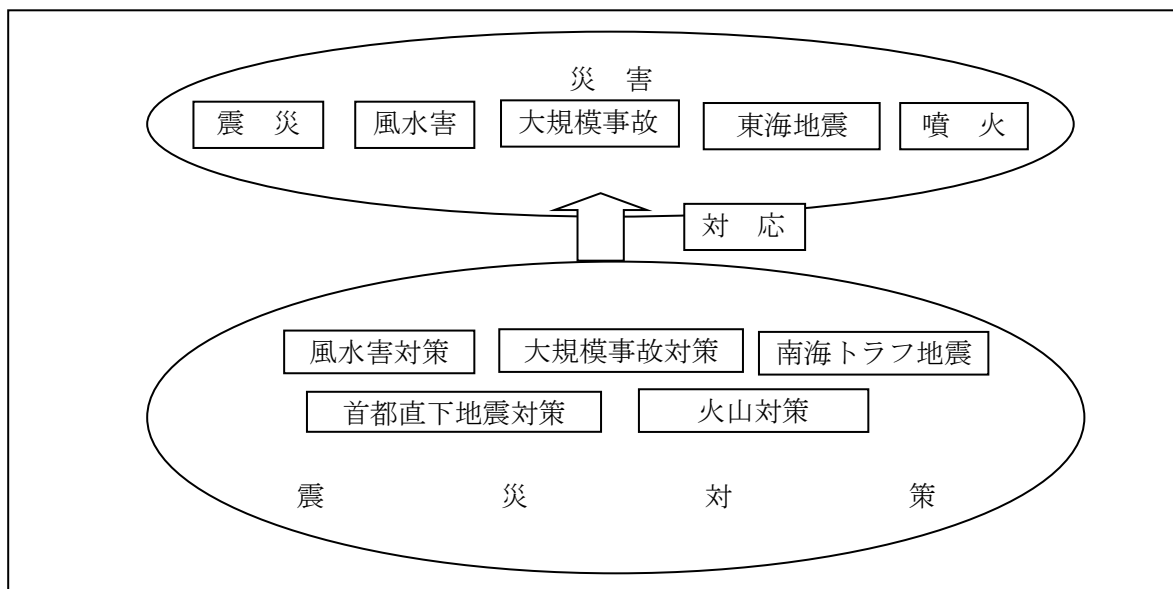
この計画には、区及び防災機関が行うべき防災対策を予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
総則 第1部 みんなで助け合う減災の まち千代田	震災及び風水害の被害想定、減災のための施策 目標、区及び防災機関の役割 等
震災対策編 第1部 震災予防対策計画	区及び防災機関等が行う震災予防対策、区民及 び事業者等が行うべき措置 等
震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画	地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応 急・復旧対策、災害救助法の適用 等
震災対策編 第3部 災害復興計画	被災者の生活再建（生活復興）や都市復興を図 るための対策
震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策 計画 ※東海地震災害事前対策計画の運用 は今後行わない。	災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制 等
風水害対策編 第1部 風水害対策の方針	風水害時における区及び防災機関等が行う対策 の実施方針
風水害対策編 第2部 風水害予防対策計画	区及び防災機関等が行う風水害予防対策、区民 及び事業者等が行うべき措置 等
風水害対策編 第3部 事前行動計画 (タイムライン)	巨大台風を想定し、区及び防災機関等が実施す る時系列の災害対応（事前行動計画）
風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画	風水害発生後に区及び防災機関等がとるべき応 急・復旧対策、災害救助法の適用 等
風水害対策編 第5部 地下街等、要配慮者利用施 設の名称及び所在地	浸水想定区域内に存在する地下街等及び要配慮 者利用施設の名称及び所在地
火山対策編 第1部 火山対策計画	伊豆諸島・小笠原諸島の島外避難時の応援協力 及び富士山降灰対策について、区及び防災機関 等が行う措置 等
大規模事故等対策編 第1部 大規模事故等対策計画	火災や爆発等の大規模事故の予防対策、応急・ 復旧対策について、区及び防災機関等が行う措 置 等

第3節 計画の習熟（全機関）

- (1) 各防災機関は、本計画を遂行するにあたり、平素から危機管理や震災及び風水害等の防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、震災を始めとする大規模な災害等への対応能力を高めるものとする。
- (2) 各防災機関は、本計画を遂行するにあたり、震災、風水害、噴火、大規模事故等の各種災害に対して、震災対策を基本としながら、各種災害対策を総合的に活用することを以って対応する。（下記概念図参照）

概 念 図



第4節 計画の修正（全機関）

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について、区防災会議が指定する期日までに計画修正案を区防災会議に提出するものである。

第5節 他の法令に基づく計画との関係（全機関）

この計画は、区の地域に係る震災及び風水害等の災害に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条の規定により東京都地域防災計画等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

ただし、地域特性を踏まえた独自の対策を立てる場合には、防災会議において検討するものとする。

第2章 千代田区の被害想定

区の地域特性や危険度を理解するとともに、被害想定に基づき、対策を推進する。

第1節 千代田区の概況（災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部）

1 地勢の概況

（地盤高図→資料集 資料編 資料第1）

千代田区は、東京都の東部に位置し、東は中央区、台東区、西は新宿区、南は港区、北は文京区に接している。また、区の中央部に皇居を有し、南部の永田町、霞が関地域は国会議事堂をはじめとする政治、経済の中心を占め、東部は、東京駅を中心に日本の産業の中核機能をもつ丸の内、大手町地区のビル街である。

地形は、山の手台地と神田川に沿った低地とに大別される。

山の手台地の地質は、表面は関東ローム層でおおわれ低地は沖積層によって成り立っている。

（1）関東ローム層

関東ローム層は、いわゆる赤土と呼ばれ、地質学的には、古期から新期へ、多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームの各層に区分されている。

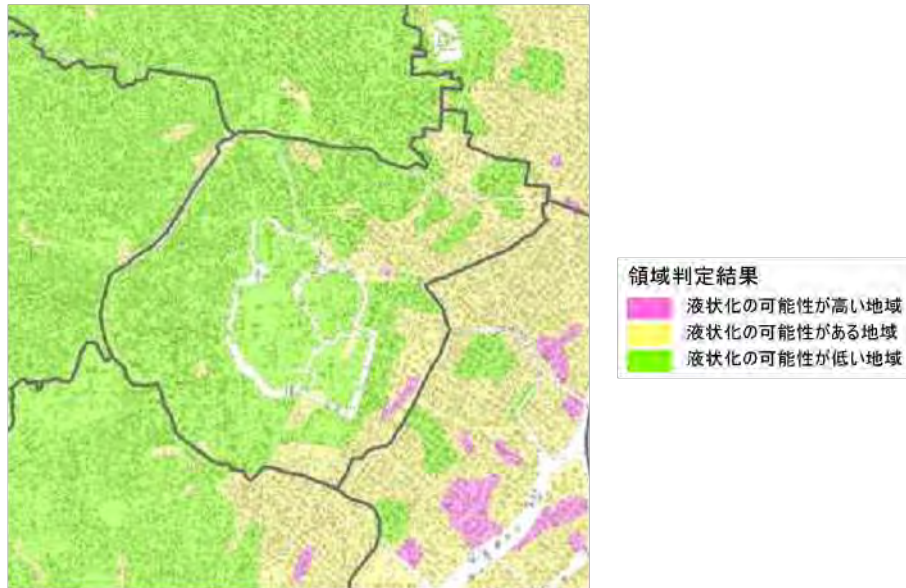
（2）沖積層

都内の沖積層は、下町低地地下に分布する軟弱粘土層（有楽町層）と山の手台地河谷低地に分布する沖積層、多摩川流域の低地に分布する砂礫層と台地面を被って分布する黒色腐植土層（黒土）に大別される。また、低地の埋立造成地などに分布する埋土や盛土も、広義の沖積層に属する。

（3）液状化

地下水位の高い地質地盤のところでは液状化現象が起こりやすいといわれている。千代田区においては、一部には砂層の地盤が分布しているため、液状化の可能性がある。

また、東京都は、「東京の液状化予測図」（平成25年3月27日付東京都土木技術支援・人材育成センター公表）を公表している。



出典：東京の液状化予測図（平成24年度版）

領域判定法による液状化予測図

(4) 区内の河川

区内の河川は、神田川と日本橋川があり、神田川は、井の頭池を水源として、杉並、中野、新宿、文京各区を経て飯田橋からお茶の水、秋葉原を経て隅田川に注いでいる。

また、日本橋川は、小石川橋の下流で神田川から分派し、大手町、日本橋を経て隅田川に注いでいる。

2 気候の概況

千代田区が位置する東京都区部の降水量には、年間に2つのピークがある。（梅雨時期の6月及び秋雨前線や台風の影響の出る9月前後）また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などによって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100mmから数100mmの降水量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。

関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.9個、9月に1.1個、10月に0.6個となっている（昭和56年から平成22年までの30年平均、気象庁）。

(1) 春（3～5月）

移動性高気圧により天気は周期的に変化するが、晴れる日が多い。3～4月頃には「菜種梅雨」と呼ばれる天気のぐずつく時期がある。春から夏にかけて南寄りの風が卓越する。

(2) 夏（6～8月）

関東甲信地方の平均的な梅雨の期間は6月8日頃から7月21日頃までで、この期間は天気がぐずつく日が多い。その後は、太平洋高気圧に覆われて南寄りの風が卓越し、高温・多湿の日が多い。台風の影響により天気が荒れることもある。

(3) 秋（9～11月）

夏型の気圧配置の続く秋分頃までは、暑い日が続き、秋の前半は台風や秋雨前線の影響によりぐずつく日も多い。その後は高気圧や低気圧が交互に通過して天気は

周期変化となるが、次第に安定した晴天の日が多くなる。冬に向かい、北寄りの風が卓越するようになる。

(4) 冬（12月～2月）

乾燥した北寄りの風が吹く晴れの日が多い。1月から3月にかけては、本州南岸を通過する低気圧により大雪が観測されることもある。

【千代田区の気象概況】

（資料：東京管区気象台）

項目	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量	降雪の深さ（合計）	積雪の深さ（最大）
単位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm	cm	cm
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	5.4	9.8	1.2	2.7	192.6	59.7	4	3
2月	6.1	10.9	2.1	3	170.4	56.5	4	3
3月	9.4	14.2	5	3.1	175.3	116	0	0
4月	14.3	19.4	9.8	3.2	178.8	133.7	---	0
5月	18.8	23.6	14.6	3.1	179.6	139.7	---	---
6月	21.9	26.1	18.5	2.8	124.2	167.8	---	---
7月	25.7	29.9	22.4	3.2	151.4	156.2	---	---
8月	26.9	31.3	23.5	2.9	174.2	154.7	---	---
9月	23.3	27.5	20.3	2.7	126.7	224.9	---	---
10月	18	22	14.8	2.6	129.4	234.8	---	---
11月	12.5	16.7	8.8	2.5	149.8	96.3	---	0
12月	7.7	12	3.8	2.6	174.4	57.9	0	0
全年	15.8	20.3	12.1	2.9	1926.7	1598.2	8	6

3 面積・人口等

千代田区の面積は、11.66 平方キロメートルで、令和3年10月1日現在の住民基本台帳人口は、日本人住民 64,225 人外国人住民 2,856 人、世帯数 37,831 世帯である。

(1) 出張所別人口・世帯数等

（住民基本台帳：令和3年10月1日現在）

出張所名	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
			男	女
麴町出張所	9,913	20,465	9,641	10,824
富士見出張所	6,703	12,758	6,179	6,579
神保町出張所	4,240	6,880	3,417	3,463
神田公園出張所	3,686	5,594	2,973	2,621
万世橋出張所	3,798	6,345	3,247	3,098
和泉橋出張所	7,757	12,183	6,562	5,621
合計	36,097	64,225	32,019	32,206
外国人住民	1,734	2,856	1,493	1,363

(2) 昼夜間人口

(平成27年国勢調査)

夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	比率 $\frac{B}{A}$	流入人口	流出人口	流入超過人口
58,406	853,068	14.61	805,792	11,136	794,656

※世帯数=33,262世帯

※昼間人口には年齢不詳者は含まない。

(3) 道路(公道)

(令和3年10月1日現在)

区分	総数	国道	都道	自動車専用道	区道	道路率
延長 (m)	165,615	10,279	24,880	9,958	130,404	22.0%
面積 (㎡)	2,554,154	399,747	837,299	234,063	1,316,737	

※ 総数及び道路率には自動車専用道は含まない。

(4) 公園面積

(令和3年10月1日現在)

区分		施設数	面積 (㎡)
総数		66	1,710,944
都市公園 (普通公園)	都立公園	1	161,637
	区立公園	22	104,090
国民公園その他都市公園に準ずるもの		5	1,429,703
区立児童遊園		23	6,315
区立広場		14	9,199

4 地震に関する地域危険度

(地震に関する地域危険度→資料集 資料編 資料第2)

防災まちづくりの推進にあたっては、各地域の特性に応じた対策が必要である。東京都では東京都震災対策条例第12条に基づき地域の危険度を調査し、その結果を都民に公表する。

(1) 調査の目的

- ア 地震に強い都市づくりの指標とする。
- イ 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- ウ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

(2) 調査の経緯

第1回調査	昭和47～49年度	公表	50年11月
第2回調査	昭和56～57年度	公表	59年5月
第3回調査	平成元～3年度	公表	5年1月
第4回調査	平成6～9年度	公表	10年3月

第5回調査	平成11～14年度	公表	14年12月
第6回調査	平成17～19年度	公表	20年2月
第7回調査	平成21～24年度	公表	25年9月
第8回調査	平成26～29年度	公表	30年2月

(3) 調査の方法と内容

「地域危険度」とは、ある地域が地震に対して持っている危険性の度合いである。調査にあたっては、東京都地域を町丁目ごとに、1から5までの5段階で相対評価した。第7回調査より、「災害時活動困難度」を考慮した総合危険度を公表している。

なお、今回の調査は、特定の地震を想定したものではない。

ア 建物倒壊危険度

地震の揺れで建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合を評価したもの。

この危険度は地盤の良し・悪しや建物の耐震性によって左右され、倒壊危険度の高い地域は、古い木造、古い軽量鉄骨造の多い地域や、谷底低地、沖積低地に多くなっている。

千代田区は危険度が低くランクされている。

イ 火災危険度

地震による出火の起こりやすさと、それによって建物がどれくらい燃え広がるかを計算し危険性を評価したもの。

出火の起こりやすさは、石油ストーブなどの火気器具と薬品、石油、ガソリンなど発火、引火のおそれのある危険物が置かれている条件から判断する。

建物の燃失の危険性は、出火した場合どのように燃え広がっていくかを予想し、6時間後に焼失する建物の棟数で評価している。

千代田区は概ね危険度が低くランクされている。

ウ 総合危険度

「建物倒壊危険度」「火災危険度」を合算し、総合危険度として一つの指標で分かりやすくし、地域の危険性を考える糸口として作成している。

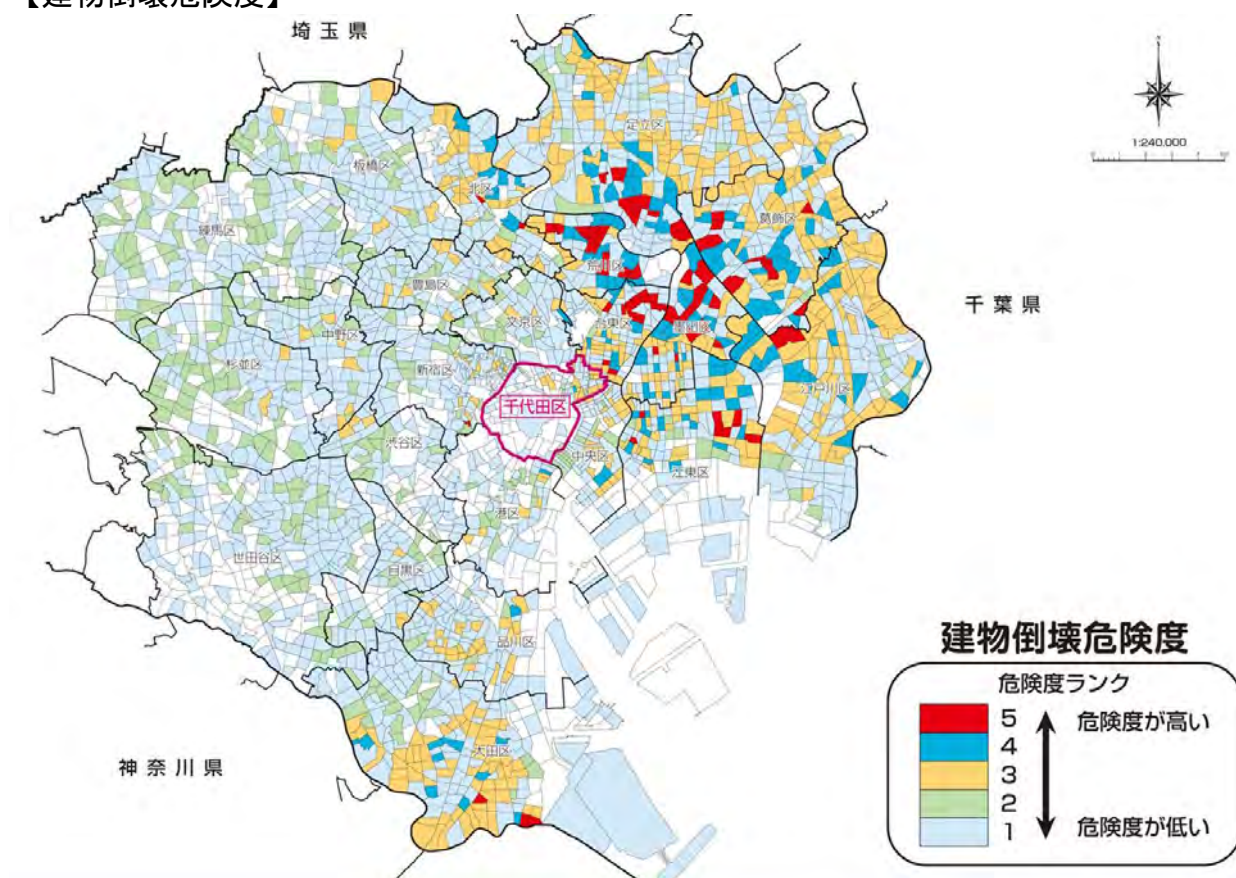
千代田区の総合危険度は低くランクされている。

エ 災害時活動困難度（※第7回調査から新規項目）

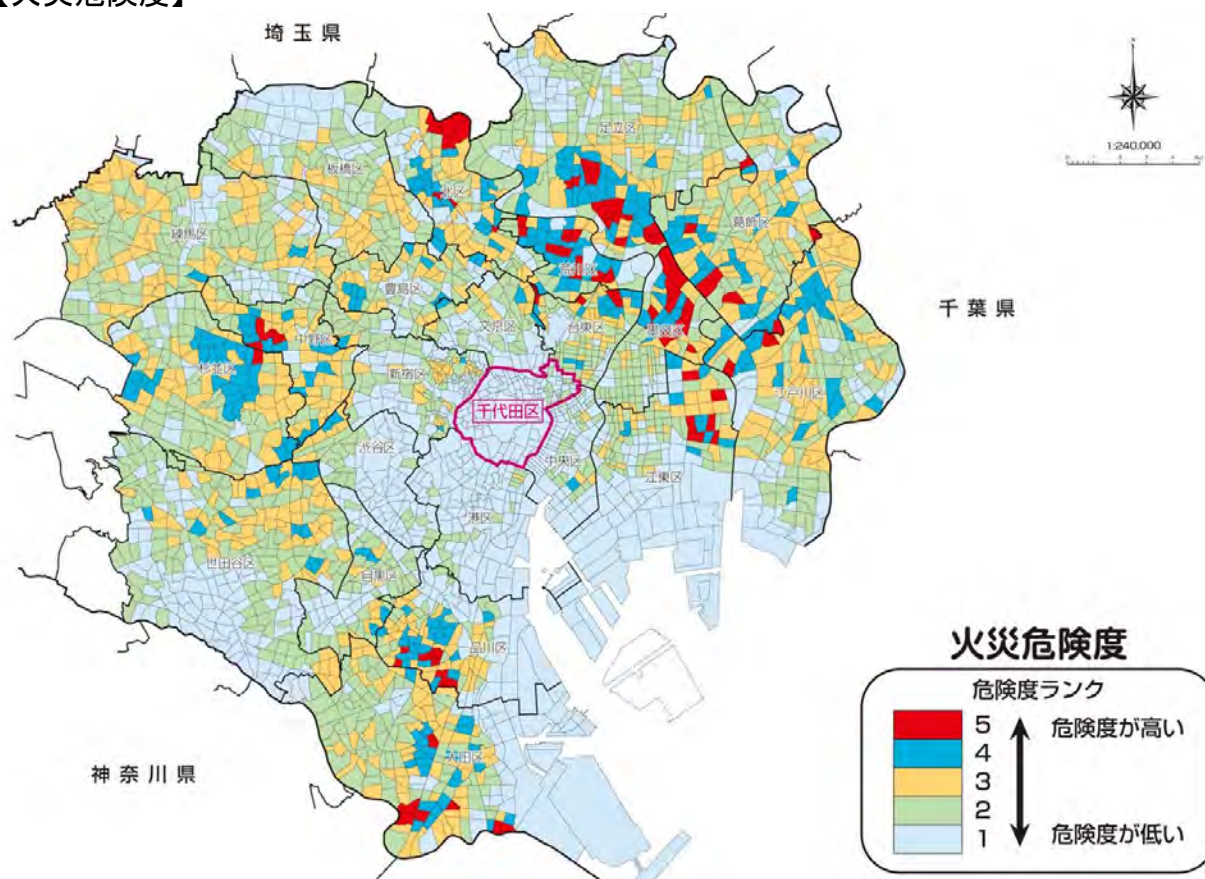
地震により建物が倒壊したり、火災が発生したりした時には、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさが、その後の被害の大きさに影響する。このような活動のしやすさを、地域の道路網の稠密さや幅員が広い道路の多さなど、道路基盤の整備状況から評価した指標が「災害時活動困難度」である。

従来の建物倒壊危険度・火災危険度・総合危険度を、新たに災害時活動困難度を考慮して測定し直すことにより、災害時の活動のしやすさを加味した地域の危険度を評価している。千代田区では、災害時活動困難度を考慮した「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」はいずれも低くランクされている。

【建物倒壊危険度】

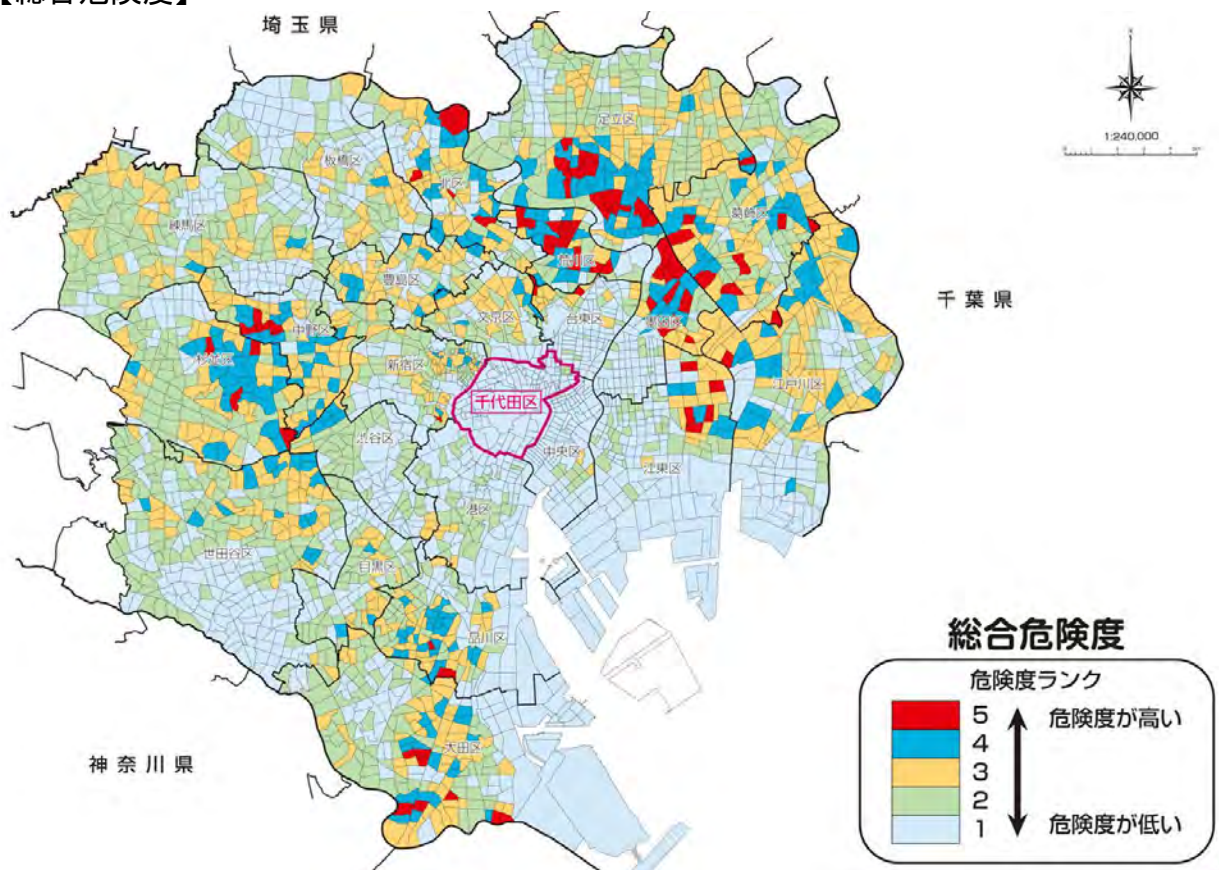


【火災危険度】

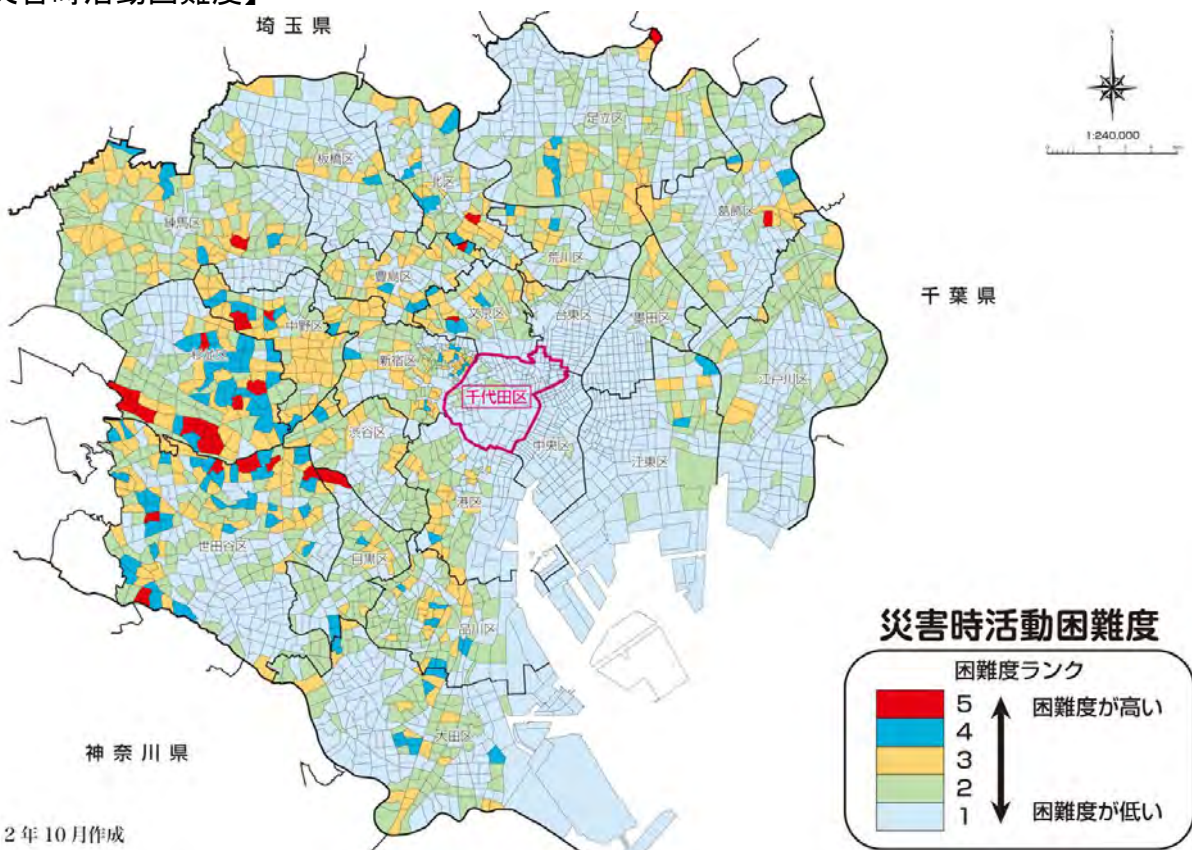


総則 第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第2章 千代田区の被害想定

【総合危険度】



【災害時活動困難度】



令和2年10月作成

5 風水害に関する概況

(水害被害調書→資料集 資料編 資料第33)

千代田区は、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、集中豪雨の頻発により、浸水被害が発生している。なかでも、昭和56年10月の台風24号では神田川が氾濫し、床上浸水295戸、床下浸水320戸、被災人口1,981人と大きな被害を受けた。

第2節 被害想定（全機関）

1 地震被害想定

震災に対する計画作成のための被害想定は、次頁の表のとおりとする。

なお、震源の深さは約 20～35 km、区内の震度は 6 強（96.8%）・6 弱（3.2%）とする。

2 風水害被害想定

昭和 47 年、東京都防災会議風水害部会より報告のあった水害の種別被害想定をもとに、東京都が決定した「風水害に関する被害想定と救助目標」を基本とし、次のとおりとする。

種別	中小河川洪水（被害度 D、湛水深 0.5m 以内、湛水日数 1 日以内）	
規模	狩野川台風クラス（昭和 33 年 9 月、時間雨量 85 ミリ）	
地域	都全域	千代田区内
面積	51.14 km ²	0.58 km ²
人口	417,100 人	1,288 人
世帯	171,400 世帯	537 世帯
家屋	97,000 棟	316 棟

また、東京都区部では、予測し難い気象変化などに伴う集中豪雨により、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害が発生している。

この計画では、こうした都市型水害に備えるため、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）を想定し、神田川・日本橋川・隅田川の増水について、下水道管の排水能力や地形を考慮した「千代田区洪水ハザードマップ（神田川版）」と、荒川流域において想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm、1,000年に1回程度発生が予想される大雨）により、荒川の堤防が複数箇所決壊した場合を想定した「千代田区洪水ハザードマップ（荒川版）」を被害想定とし、各機関が適切に対処することを目指す。

（千代田区洪水ハザードマップ（神田川版））→資料集 資料編 資料第35-1・2)

（千代田区洪水ハザードマップ（荒川版））→資料集 資料編 資料第 36)

総則 第 1 部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第 2 章 千代田区の被害想定

想定項目			千代田区			東京都		
条 件	規 模		東京湾北部地震 M7.3			東京湾北部地震 M7.3		
	時期及び時刻		冬の朝 5 時	冬の昼 12 時	冬の夕 18 時	冬の朝 5 時	冬の昼 12 時	冬の夕 18 時
	風 速		8m/秒			8m/秒		
	最 大 震 度		震度6強			震度7		
人 的 被 害	死 者		33 人	336 人	273 人	7,649 人	6,296 人	9,641 人
	原因別	建物被害等	33 人	333 人	271 人	6,927 人	4,972 人	5,378 人
		地震火災	0 人	1 人	1 人	540 人	1,138 人	4,081 人
		急傾斜・落下物・ ブロック塀	0 人	1 人	1 人	183 人	186 人	183 人
	負 傷 者		916 人	12,858 人	10,364 人	138,804 人	134,854 人	147,611 人
	(うち重症者)		(127 人)	(1,679 人)	(1,355 人)	(18,073 人)	(18,267 人)	(21,893 人)
	原因別	ゆれ液状化に よる建物倒壊	905 人	12,822 人	10,333 人	133,140 人	126,530 人	125,964 人
		地震火災	1 人	24 人	20 人	1,725 人	4,381 人	17,709 人
		急傾斜・落下物・ ブロック塀	11 人	13 人	12 人	3,939 人	3,943 人	3,938 人
		屋内収容物の移動・転倒 (参考値)	41 人	657 人	525 人	6,167 人	6,665 人	6,211 人
物 的 被 害	建物被害(全壊)		835 棟	835 棟	835 棟	116,224 棟	116,224 棟	116,224 棟
	建物被害(半壊)		1,775 棟	1,775 棟	1,775 棟	329,484 棟	329,484 棟	329,484 棟
	焼失棟数※1		1 棟	2 棟	2 棟	21,240 棟	54,417 棟	201,249 棟
	ライフライン	電力施設(停電率)	31.5%	31.5%	31.5%	11.9%	12.9%	17.6%
		通信施設(不通率)	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	2.6%	7.6%
		ガス施設(支障率)	83.1～100%			26.8～74.2%		
		上水道施設(断水率)	52.0%			34.5%		
下水道施設(被害率)		28.8%			23.0%			
そ の 他	帰宅困難者の発生		—	501,355 人	501,355 人	—	4,714,314 人	4,714,314 人
	避難者の発生(ピーク時)		11,072 人	11,076 人	11,076 人	2,656,898 人	2,788,191 人	3,385,489 人
	避難生活者数		7,197 人	7,199 人	7,200 人	1,726,984 人	1,812,324 人	2,200,568 人
	エレベータ閉じ込め台数		645 台	645 台	645 台	7,008 台	7,096 台	7,473 台
	災害時要援護者死者数		13 人	7 人	7 人	3,654 人	2,934 人	4,921 人
	自力脱出困難者		324 人	4,417 人	3,563 人	60,844 人	56,531 人	56,666 人
	震災廃棄物		60 万 t	60 万 t	60 万 t	3,882 万 t	3,957 万 t	4,289 万 t

※ 1 焼失棟数には、倒壊建物も含む

※ 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。

※ 参考資料「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月）」

第3章 減災のための施策目標

千代田区では平成18年3月に「千代田区災害対策基本条例」を制定した。本条例に定める区の責務を果たし、災害対策を総合的・計画的に推進していくため、「千代田区災害対策事業計画」を策定し、減災に向け取り組んでいる。この計画では、以下の項目を「減災のための施策目標」として定めている。

- 1 死者数（災害関連死含む）を減少させる。
- 2 避難者数を減少させる。
- 3 建築物の全壊棟数を減少させる。
- 4 帰宅困難者数を減少させる。
- 5 風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。
 - ・逃げ遅れによる人的被害が発生しないこと。
 - ・一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復のため、的確な水防活動により、物的被害を最小限にとどめることを目指す。
- 6 火山灰による被害を軽減させる。
 - ・火山灰による健康被害の低減。
 - ・迅速な復旧のための降灰除去体制づくり。

区では、上述したそれぞれの減災効果の発現に向けて、19項目（再掲含む）の対策を、平成30～令和6年度の7年間で計画的に推進していく。

第1節 死者数の減（災害対策・危機管理課）

【減災に向けた施策目標】

死者数（災害関連死含む）減少への施策目標

- ① 建築物等の耐震化促進
- ② 道路・公園等の防災対策の推進
- ③ 室内の防災対策の促進
- ④ 救出・救護体制の強化
- ⑤ 普及啓発活動の推進
- ⑥ 施設利用者の安全対策の推進
- ⑦ 職員防災力の向上
- ⑧ 避難者支援体制の強化
- ⑨ 要配慮者対策の推進

【減災効果(令和6年まで)】

◆死者数の減

- ・建築物の安全性向上の促進
- ・救出・救護体制の強化
- ・普及啓発の推進
- ・避難者支援体制の強化

第2節 避難者の減（災害対策・危機管理課）

【減災に向けた施策目標】

避難者数減少への施策目標

- 再掲 建築物等の耐震化促進
- 再掲 室内の防災対策の促進
- 再掲 普及啓発活動の推進
- 再掲 施設利用者の安全対策の推進
- 再掲 職員防災力の向上
- ⑩ 地域の防災対応力の向上
- ⑪ 高層住宅における防災対策の推進
- ⑫ ライフラインの早期復旧
- ⑬ 情報提供手段の充実
- ⑭ 復興体制の強化

【減災効果(令和6年まで)】

- ◆ 避難者数の減
- ・ 建築物の安全性向上の促進
- ・ 自助、協力の推進
- ・ 情報通信の確保

第3節 建物の全壊棟数の減（災害対策・危機管理課）

【減災に向けた施策目標】

建築物の全壊棟数・出火件数減少への施策目標

- 再掲 建築物等の耐震化促進
- ⑮ 火災対応力の強化

【減災効果(令和6年まで)】

- ◆ 建物全壊棟数の減
- ・ 建築物の安全性向上の促進

第4節 帰宅困難者数の減（災害対策・危機管理課）

【減災に向けた19の施策目標】

帰宅困難者数減少のための施策目標

- 再掲 情報提供手段の充実
再掲 普及啓発活動の推進
⑯ 事業所の災害対策の促進
⑰ 帰宅困難者支援体制の強化

【減災効果(令和6年まで)】

- ◆帰宅困難者数の減
- ・事業所の災害対策の促進
 - ・普及啓発の推進
 - ・情報通信の確保

第5節 風水害による被害の最小限化（災害対策・危機管理課）

【減災に向けた19の施策目標】

風水害による人的・物的被害の最小限化のための施策目標

- ⑱ 風水害対応力の強化 【新規】
※ 上記施策目標の他、震災対策で掲げている施策目標④～⑩、⑬に準ずる。

【減災効果(令和6年まで)】

- ◆風水害による被害の最小限化
- ・災害情報の正確・迅速な伝達
 - ・的確な水防活動の推進
 - ・普及啓発の推進

第6節 火山灰による被害の軽減（災害対策・危機管理課）

【減災に向けた19の施策目標】

火山灰による被害の軽減のための施策目標

- ⑲ 火山対策の推進 【新規】
※ 上記施策目標の他、震災対策で掲げている施策目標④～⑩、⑬に準ずる。

【減災効果(令和6年まで)】

- ◆火山灰による被害の軽減
- ・応急・復旧活動の確立
 - ・降灰対策整備の拡充
 - ・情報通信の確保

第4章 区民及び事業者の基本的責務（災害対策・危機管理課、消防署）

災害時における区民や事業者の役割を整理し、日ごろから区と区民や事業者との連携・協働活動を推進する。

区 分	とるべき措置
区 民	区民は、災害の予防と減災のため、相互に協力するとともに、区が行う防災事業に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。また、自分が住んでいる地域の減災まちづくりに積極的に参画しなければならない。
事 業 者	事業者は、区その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の予防と減災のため最大の努力を払わなければならない。また、事業者が位置する地域の減災まちづくりに積極的に参画しなければならない。

第5章 防災機関の役割

災害時における防災機関の役割を整理し、日ごろから区と防災機関との連携・協働活動を推進する。

千代田区及び区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務及び区民・事業所に対してとるべき措置は、おおむね次のとおりである。
なお、本来業務に密接するものについては、当該機関が処理する。

第1節 千代田区(全部局)

(1) 震災応急期間

発災から72時間までの震災応急期間は、人命救助及びこのための活動を最優先にして、人的・物的資源を配分する。

この期間における千代田区の業務は、災害対策本部が行う応急対策業務とBCP（事業継続計画）を定めて行う停止や休止のできない通常業務に大別される。ただし、小規模な災害等の場合でBCPの発動がない場合は、本計画に基づき災害対策本部が行う応急対策業務を行う。

ア 災害対策本部が行う応急対策業務

本部に設置される各班ごとに定められた担当業務を行う。

（震災対策編 第2部第1章第3節 5 職員の配置及び服務 参照）

イ BCP（事業継続計画）を定めて行う停止や休止のできない通常業務

BCPで定められるレベル3事業については、発災後も通常通りの業務を行う。

（震災対策編 第1部第9章第2節 参照）

(2) 復旧・復興期間

発災から72時間が経過し震災応急期間が終わった後の千代田区の業務は、平常時の各組織別の対応に順次移行していく。

復旧・復興期間の各組織の業務は以下のとおりである。

総則 第1部 みんなで助け合う減災のまち千代田
第5章 防災機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
災 害 対 策 ・ 危 機 管 理 課	1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 災害対策本部の運営に関すること。 3 災害対策活動の調整に関すること。 4 道路公園課に対する支援（道路等被害状況の把握、道路等障害物の除去、道路、橋梁及びその他所管施設の復旧）。 5 関係団体との連絡調整に関すること。 6 震災対策、復旧・復興計画全般に関する総合調整に関すること。 7 応急給水に関すること。
子 ど も 部	1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 避難所運営協議会との連絡調整に関すること。 3 こども園、保育園、児童館等との連絡調整に関すること。 4 学校（園）との連絡調整（児童・生徒・教育活動）に関すること。 5 園児等の保護・帰宅指導に関すること。 6 園児・児童及び生徒の保護に関すること。 7 応急保育及び被災児童等の保護に関すること。 8 臨時保育所、児童館の開設・運営に関すること。 9 応急教育に関すること。
保 健 福 祉 部	1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 要配慮者に対する保護及び支援に関すること。 3 ボランティア受入に関する総合調整に関すること。 4 NGO、NPO等の民間団体との連絡調整に関すること。 5 福祉避難所の設置及び運営に関すること。 6 被災者生活再建支援制度の運用に関すること。
千 代 田 保 健 所	1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 医療救護所等の設置及び管理運営に関すること。 3 医療資機材、医薬品等の調達に関すること。 4 防疫活動及び保健衛生活動に関すること。 5 医療機関等との連絡調整に関すること。 6 食品衛生及び環境衛生の監視に関すること。 7 動物（ペット等）の収容、保護に関すること。
地 域 振 興 部	1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関すること。 2 出張所との連絡調整に関すること。 3 被災外国人に対する相談・広報活動及び大使館との連絡調整に関すること。 4 被災者に対する相談活動に関すること。 5 応急食料及び応急給水の調達・輸送に関すること。 6 遺体収容所の運営に関すること。 7 義援救援物資の受領及び支給に関すること。 8 義援金の受領に関すること。 9 被災者の調査及びり災証明に関すること。 10 融資等、中小企業復旧対策に関すること。 11 被災文化財の調査に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
環境まちづくり部	1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関する事。 2 区有施設以外の被害の集約に関する事。 3 区有施設以外の被災建築物応急危険度判定業務に関する事。 4 応急仮設住宅の設置及び運営に関する事。 5 都市復興に関する業務に関する事。 6 交通規制情報の把握に関する事。 7 道路等障害の除去に関する事。 8 応急土木資材、労力の調達及び運用に関する事。 9 道路、橋梁及びその他所管施設の復旧に関する事。 10 水防活動及び情報収集に関する事。 11 水防機関との連絡調整に関する事。 12 がれき及びし尿処理に関する事 13 災害時の清掃に関する事
政 策 経 営 部	1 区民の生命・財産を守るための救出・救護に関する事。 2 庁有車の管理及び雇上げ車両等の配車に関する事。 3 避難所、収容施設等の設営・建築及び復旧に関する事。 4 災害広報に関する業務に関する事。 5 職員の連絡体制に関する事。 6 庁舎の保全及び来庁者の保護に関する事。 7 寄付金の受領に関する事。 8 災害対策関係の予算全般に関する業務に関する事。 9 区有施設の被害の集約、応急復旧及び修繕に関する業務に関する事。
会 計 室	災害対策に関する出納事務に関する事。
選 挙 管 理 委 員 会	1 局内における情報伝達及び職員の動員に関する事。 2 災害時における他の部の支援に関する事。
監 査 委 員 事 務 局	1 局内における情報伝達及び職員の動員に関する事。 2 災害時における他の部の支援に関する事。
区 議 会 事 務 局	1 議会活動に関する事。 2 議会内における情報伝達及び職員の動員に関する事。

第2節 都の機関(第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署)

機関の名称	事務又は業務の大綱
水道局中央支所 (含千代田営業所)	1 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。
第一建設事務所	1 河川、道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること。 2 水防について、情報を連絡し、資器材及び技術的な援助を与える等、その調整に関すること。 3 河川及び道路等における障害物の除去に関すること。
東京都交通局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
麹町警察署 丸の内警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 被災者の救出救助に関すること。 4 被災者の避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 遺体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
丸の内消防団 麹町消防団 神田消防団	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 人命の救助及び救急に関すること。 3 地域住民の防災指導に関すること。
下水道局 中部下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関すること。

第3節 指定地方行政機関（東京国道事務所）

機関の名称	事務又は業務の大綱
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 東 京 国 道 事 務 所	1 管轄する道路についての工事計画及び管理に関すること。 2 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 3 災害に関する施設及び設備の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 災害に関する情報の収集及び伝達、災害対策の指導、協力に関すること。 6 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 7 災害時における交通の確保に関すること。 8 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。

第4節 指定公共機関(東京電力パワーグリッド、N T T東日本、東京ガス、J R東日本、首都高速、日本郵便)

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 郵 便	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いに関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
J R 東 日 本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
首 都 高 速	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東 京 ガ ス	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。

第5節 指定地方公共機関（東京地下鉄、首都圏新都市鉄道）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京地下鉄株式会社 （大手町駅務管区）	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
首都圏新都市鉄道株式会社 （秋葉原駅）	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。

第6節 公共的機関（区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会）

機関の名称	事務又は業務の大綱
地区医師会 （千代田区医師会・神田医師会）	1 医療及び救護活動に関すること。 2 被災地防疫に関すること。 3 保健衛生への協力に関すること。 4 医療救護情報の提供に関すること。
地区歯科医師会 （丸の内歯科医師会・麹町歯科医師会・千代田区歯科医師会）	
地区薬剤師会 （千代田区薬剤師会）	